

神戸市立千代が丘小学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は神戸市立千代が丘小学校 P T A といい、事務所を神戸市立千代が丘小学校に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、児童の幸せを守るため、次のことを目的として活動する。
1. 児童の校外における生活の指導にあたる。
 2. 学校地域の教育環境改善充実につとめる。
 3. 学校及び家庭における教育の理解と振興をはかる。
 4. 会員の相互理解と相互扶助や相互研修を深める事業行事を行う。

第 3 章 運 営 方 針

- 第 3 条 本会は、社会教育を本旨とする自主独立の民主団体として運営するために、基本方針を次のように定める。
1. 保護者と校長及び教職員が同等の立場で、組織的な調査、学習、討議、実践をする。
 2. 学校の人事、その他経営には干渉しない。
 3. 教育、文化、福祉のために活動する団体および機関とも協力する。
 4. 特定の政党や宗派を支持したり、また営利を目的とするような行動はしない。
 5. 会の名前や、役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第4章 会員の資格

第4条 本会の会員となることができるものは、次の通りである。

1. 本校に在籍する6年間有効の加入同意書を提出した児童の保護者
2. 本校に本務をもつ校長及び教職員
3. 本会からの退会を希望する者は所定の退会届を提出しなければならない。

第5章 経 理

第5条 本会の経費は、会費、その他の収入によってまかなう。

第6条 会費は次の通りとする。

1. 一家庭、月額200円とする。
2. 教師会員、月額200円とする。
3. 8月、3月を除く10か月で徴収する。
4. 途中退会による返金はしない。

第7条 本会の年間事業計画に基づき、必要な予算を総会で決める。

第8条 会費に支障が生じた場合、運営委員会で審議し、総会において決定する。

第9条 特別に費用を集めるときは、総会の承認を受ける。

第10条 会費の納入が困難であると思われる場合は、減額または、免除することができる。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の経理は、毎学期中間監査を受け、決算は、会計年度終了後速やかに会計監査を受ける。

第13条 会計監査の結果は、総会で報告され承認を受ける。

第6章 学年委員会

第14条 この会は、次のような活動を行う。

1. 学年PTAの年間事業計画で決められたこと。
2. 必要と思われる学年会活動を自主的に行うこともできる。ただし、実施にあたっては、運営委員会にはかる。
3. 児童の課外日活動、校外生活指導、地域児童活動への協力を行う。
4. 地域の実情に即した自主活動を行う。

第 15 条 学年会活動を円滑にするため、各学年に、学年委員会を設ける。

1. 学年委員会は、6名の学年委員と学年担任教師によって構成する。
2. 学年委員は、それぞれ専門委員を分担する。
3. 学年委員長、副委員長は、学年委員の中から選出する。
4. 各学年委員長は、学年を代表し、運営委員会に参加する。

第 7 章 役員の選出

第 16 条 役員の選出は、次の通りに行う。

1. 役員は、役員候補選考委員会によって選出され総会で承認を受ける。

① 役員	8 名
② 前役員	2 名
③ 低学年委員の代表	1 名
④ 高学年委員の代表	1 名
⑤ 教師の代表	2 名
合計	14 名

2. 校長より、教師の書記 1 名、会計 2 名の推薦を受け会長が指名する。
3. 総会は、役員を承認後、選考委員の任を解く。

第 8 章 役 員

第 17 条 本会全体運営の代表責任者として、次の役員を置く。

- ① 会長 1 名（保護者）
- ② 副会長 3 名（保護者）
- ③ 書記 3 名（保護者 2 名と教師 1 名）
- ④ 会計 4 名（保護者 2 名と教師 2 名）

1. 役員は、他の役員または委員を兼ねることができない。
2. 役員は、各委員会に出席し、意見を述べることができる。

第 18 条 各役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。任期を務めた役員は、今後の委員活動を永久免除とする。

第 19 条 役員職務は、次の通りとする。

1. 会長

- ① 本会を代表し、いっさいの会務を統轄する。
- ② 総会、および運営委員会を招集し、主宰する。
- ③ 各委員会に出席して、意見を述べることができる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のある時は、その職務を代行する。

3. 書記は、本会の活動に関する重要事項を記録し、一般事務の処理と連絡にあたる。

4. 会計は、次の職務を行う。

- ① 総会で決定した予算に基づき、いっさいの会計事務を処理する。
- ② 予算の立案に協力する。
- ③ 会計年度終了時、監査をうけて総会の承認を受ける。

第 20 条 本会に顧問を置く。

- 1. 顧問は、運営委員会の承認を得て、毎年新しく会長が委嘱する。
- 2. 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 3. 会長は、退任後総会の承認を得て顧問となる。

第9章 会 計 監 査

第 21 条 本会の経理を監査するために会計監査委員を 2 名置く。会計監査委員の選出は、役員の選出に準じて行い、総会で承認を受ける。
任期は 1 年とし、役員又は、委員を兼ねることはできない。

第 10 章 専 門 委 員 会

第 22 条 本会の目的を達成するために必要な、調査、研究、これに基づく、立案、実施を円滑にするために、次の専門委員会を設ける。

1. 各学年の学年委員は、次の各専門委員会に所属する。

① 施設福祉委員会

- ・ 地域学校環境の改善、P T A 施設の充実にに関する協力、福祉活動への協力

② 保健体育委員会

- ・ 学校行事への協力

③ 広報委員会

- ・ 機関紙の発行

2. 各専門委員会は、前記各学年の専門委員と校長が推薦する教師をもって構成する。
3. 各専門委員会では、教師を除き、委員長、副委員長を互選する。
4. 各専門委員長は、専門委員会を代表し運営委員会に参加する。

第 11 章 運営委員会

第 23 条 運営委員会の構成ならびに任務は、次の通りである。

1. 運営委員会は、役員、各学年委員長、各専門委員長、校長、教頭、教師代表若干名によって構成する。
2. 運営委員会の任務は、次の通りである。
 - ① 会全体の運営計画を立てる。
 - ② 各種委員会よりの提案を審議検討する。
また各委員会の間の連絡調整をする。
 - ③ 各種委員会の任務以外の事務を処理する。
 - ④ 総会に提出される議案を調整する。
 - ⑤ 必要のあるとき、特別委員会を設ける。その委員長は、運営委員会に参加する。
 - ⑥ 更生予算案を組むことができる。
 - ⑦ 慶弔内規案を組むことができる。
 - ⑧ 原則として、運営委員会は月 1 回以上開く。
 - ⑨ 運営委員会は、半数以上の委員の出席を以て成立する。
 - ⑩ 運営委員会の議決は、出席委員の過半数で決める。

第 12 章 総 会

第 24 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

1. 役員及び会計監査委員の選出、予算、決算、年度事業計画は、総会にはかって決める。
2. 定例総会は、年 1 回開く。
3. 総会の議案は、予め全会員に知らせる。
4. 総会の議決は、出席全員の過半数で決める。
5. 運営委員会が必要と認めたとき、臨時に総会を開くことができる。
6. 総会の手法は限定しない。

第 13 章 委 員 総 会

第 25 条 委員総会は、学年委員会と、運営委員会の全構成員をもって組織する。

第 26 条 委員総会は、総会に次ぐ議決機関とする。

1. 運営委員会が必要と認めたとき、委員総会を開くことができる。
2. 委員総会は、半数以上の委員の出席をもって成立する。
3. 委員総会の議決は、出席委員の過半数で決める。

第 27 条 委員総会において議決される内容は、次の通りとする。

1. 慶弔内規を決める。
2. その他、運営委員会の提案事項

第 14 章 補 則

第 28 条 この規約は、3 年毎に検討し、改めるときは、総会にはかり出席者の
3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。

第 29 条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、
運営委員会の議決によって定める。

昭和 49 年 9 月 26 日	制定
平成元年 5 月 1 日	改正
平成元年 5 月 1 日	施行
平成 7 年 5 月 2 日	一部改正
平成 7 年 5 月 2 日	施行
平成 13 年 4 月 27 日	一部改正
平成 13 年 4 月 27 日	施行
平成 18 年 5 月 11 日	一部改正
平成 18 年 5 月 11 日	施行
平成 20 年 5 月 11 日	一部改正
平成 20 年 5 月 11 日	施行
平成 28 年 11 月 29 日	一部改正
平成 28 年 11 月 29 日	施行
令和 2 年 1 月 17 日	一部改正
令和 2 年 1 月 17 日	施行
令和 3 年 12 月 23 日	一部改正
令和 4 年 4 月 1 日	施行

P T A 機 構 図

